

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西尾

18

一日時 平成四年一月七日(火) 午前十一時

二 場所 烏取市東町一丁目二二〇 烏取県選挙管理委員室

三
議是

1 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について

2 平成四年新成人研修会の開催要領について

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（農村整備課）

備 説

土地改良法による土地改良事業の該当

県道の区域の変更(道格課)

風谷營業等の規制及び業務の

る聴聞（防犯少年課）

◆公告
あん摩マッサージ指圧師試験等の実施（医務課）

告示

鳥取県告示第八百八十四号

平成四年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西尾

次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

平成四年一月四日から二十日間

三　縦覧に供する場所

郡家町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十六号

郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業落石地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第八百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第八百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業麻生地区農道整備）を平成三年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一　縦覧に供する書類
- 二　土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三　縦覧に供する場所

郡家町役場

一　解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取県知事　西　尾　邑　次

次

鳥取県公報

鳥取市伏野字砂濱二三五九の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

社会福祉施設用地とするため

鳥取県告示第八百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字籠津字濱一九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一百十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

鳥取県告示第八百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年一月四日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 路線名 | 区間 | 前後別変更 | |
|-------|----------------------------------|--------|--------|
| | | （メートル） | （メートル） |
| 倉吉福本 | 倉吉市富海字出会河原八七二一 一地先から同市富海字大境八七 | 一二・〇〇 | 一一・五 |
| ○地先まで | | （メートル） | （メートル） |
| 変更後 | 三五・〇〇 | 一二・〇〇 | 一一・五 |
| 変更前 | 四四・八 | （メートル） | （メートル） |
| | 一一・五 | | |

平成11年十一月二十七日

報

鳥

県

公

日曜金 日 12月 27 年 3 1999 平成

鳥取県公安委員会委員会室

田 城代次

区 分

日 時

場 所

聴聞の期日及び場所

平成4年2月13日(木) 鳥取市東町一丁目220
午前9時から 鳥取県庁講堂

平成四年一月十六日 午後三時三十分

平成4年2月14日(金) 鳥取市東町一丁目271
午前9時から 鳥取県職員会館

七題)

平成4年2月13日(木) 鳥取市東町一丁目220
午前9時から 鳥取県庁講堂

被聴聞者の住所及び氏名

平成4年2月14日(金) 鳥取市東町一丁目271
午前9時から 鳥取県庁第二庁舎第28会議室鳥取市弥生町川山川
有限会社セイタ

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゅう師試験を次のとおり実施する。

平成3年12月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 区分 | 日 時 | 場 所 |
|---------------|------------------------------|------------------------|
| あん摩マッサージ指圧師試験 | 学科試験 平成4年2月13日(木) 午前9時から | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂 |
| | 実地試験 平成4年2月14日(金) 午前9時から | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館 |
| はり師試験 | 学科試験 平成4年2月13日(木) 午前9時から | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂 |
| | 実地試験 平成4年2月14日(金) 学科試験終了後 | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館 |
| きゅう師試験 | 学科試験 平成4年2月13日(木) 午前9時から | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂 |
| | 実地試験 平成4年2月14日(金) 学科試験終了後 | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館 |

1 試験の日時及び場所

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第

嘱託公認

1項に規定する者（文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設（以下「学校等」という。）を卒業した者若しくは学校等においてそれぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師になるために必要な課程を修了した者又は平成4年3月に学校等を卒業し、若しくは課程を修了する見込の者）

3 試験科目

(1) あん摩マッサージ指圧師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、医事法規及びあん摩マッサージ指圧

理論

実地試験 あん摩マッサージ指圧実技
（2）はり師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、医事法規、はり理論、漢方概論及び

経穴概論

実地試験 はり実技

(3) きゅう師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、医事法規、きゅう理論、漢方概論及び
経穴概論

実地試験 きゅう実技

4 受験申込手続

(1) 提出書類

ア 受験願書（所定の様式によること。）

イ 履歴書（所定の様式によること。）

ウ 学校等を卒業したことと証する書面（以下「卒業証明書」とい
う。）又は学校等においてそれぞれあん摩マッサージ指圧師、はり
師若しくはきゅう師となるのに必要な課程を修了したことを証する
書面（以下「修了証明書」という。）（平成4年3月に学校等を卒
業し、又は学校等において必要な課程を修了する見込みの者にあ
ては、当該事項を証する書面（以下「見込証明書」という。）。こ
の場合において、平成4年3月末までに卒業証明書又は修了証明
書を提出しないときは、見込証明書は無効とする。）

エ 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチ
メートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日
及び氏名を記載すること。）

オ 同時にはり師試験及びきゅう師試験を受けようとする者にあって
は、はり師試験及びきゅう師試験共通科目免除願書（所定の様式に
よること。）

カ 既にはり師試験又はきゅう師試験に合格し、更にあん摩マッサー
ジ指圧師試験、はり師試験又はきゅう師試験を受けようとする者に
あっては、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師試験既受
験科目免除願書（所定の様式によること。）及びその合格証書の写
し

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目220 烏取県衛生環境部医務課

(3) 提出期間

平成4年1月16日（木）から同月22日（水）まで（郵送の場合は、

平成3年12月27日

報 公 告 取 縣

平成4年1月22日(水)までの消印があるものは、有効とする。)

(4) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 11,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 学科試験

受験票及び筆記用具(点字タイプライター、点字器等を含む。)

(2) 実地試験

手指消毒用具及びあん摩マッサージ指圧師試験にあってはすべり剤及び日本手ねぐい(1枚)、はり師試験にあっては鍼箱(はりばくしやく)寸六鍼管(しゆくさんくわん)きゅう師試験にあっては灸転器(きゅうせんき)

7 合格者の発表等

- (1) 合格者は、平成4年3月10日(火)午後1時に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその受験番号を掲示して公表する。
- (2) 合格者には、合格証書を交付する。

8 その他

- (1) 学科試験は、筆記又は点字によるものとする。
- (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7189)に問い合わせること。